

ポスト三期・水田農業確立対策

転作は自らの課題

食糧を守るために

国は新しい米の生産調整政策として「水田農業確立対策」の大綱を決め、昨年末に全国の水田の四分の一に当たる七十七万畧を水稲以外の他作物に転作して、米の需給均衡を図ることにしました。

南州市及び市内六農協には二〇三四畧の転作等目標面積が配分され、農業者・農協も自らの問題として精力的な取り組みをしています。

米の需給調整は、昭和四十四年度及び四十五年度に初めてパイロット事業としての転作転換が行われ、四十六年・五十年には米の過剰に対応した「転作転換対策」、五十一年・五十二年は食用農産物の自給力向上に重点を置いた「水田総合利用対策」、そして五十三

年・六十一年度はこれらに加えて農業生産構造の再編成をも目的とした「水田利用再編対策」が実施されました。しかし、米の需給ギャップは依然として拡大する傾向にあり、今後とも需要の動向と地域の実情に即した転作の推進を図ることが必要な状況にあります。

四・八割増の二〇三四畧が市に配分されたことにより、目標達成が大変厳しいものとなりました。そこで、各集落・農家配分をして、それぞれの段階で目標達成に努め、各地区・市全体で目標達成をしようと積極的な取り組みが行われています。

米の自由化や食糧制度の見直しがいわれる状況のなかで、水田農業確立対策の初年度の取り組みが大変重要になります。

「食糧制度堅持の命運をかけて」と言われているのもこのためです。

◎転作等の対象

次のいずれかが行われたときに転作等の対象として扱われます。

- (1) 転作：水稲から稲以外の作物等への生産の転換。
- (2) 水田預託：管理転作と農協等による保全管理ですが、現在まで実施したことはありません。
- (3) 土地改良通年施行：土地改良事業の夏期施行。
- (4) 他用途利用米の生産：加工原料用（みそ、せんべい用など）、アルコール添加減少用（酒造用）、あられ用等の米穀の生産。

助成補助金の交付対象にはなりません。トン当たり五万円の政府助成がされ転作等の面積に換算されます。

◎助成補助金の種類と金額
(1) 補助金：転作等を行った農業者

に交付されます。基本額と加算額に区分されます。

- (2) 加算額：次の二種類があります。
- ① 生産性向上加算：これまでの圃地化加算、一農協一作物の指定による産地形成加算など。
- ② 地域営農加算：農協が農業者との拠出による基金を造成し、計画的に水田農業の確立を推進するもの。

①と②の加算は重複して交付されません。

◎転作物物の区分

別表のとおりです（助成補助金の額は全国平均の金額です）

これまでの特定作物は一般作物に、一般作物は特例作物に変わります。

◎目標未達成のときの措置

- (1) 地区別に配分された転作等目標面積に未達成となったときは、翌年の米の予約限度数量が減らされ、次年度の転作等目標面積は未達成相当分が加算されます。
- (2) 農林水産省関係の事業の実施ができないことがあります。
- (3) 転作等の実施状況によっては、良質米奨励金のカットや農協への適正集荷奨励金などの取り扱いに差がつけられます。

◎転作等の申請期限
(1) 各集落・地区・農協内での話し合いで目標面積達成に努めます。

(2) 各農業者の転作実施計画が立つ

別表 助成補助金の体系と水準（注・全国平均の金額です）

区 分	単 価 (円/10a)		
	基 本 額 ①	加 算 額	
		生産性向上等加算 ②	地域営農加算 ③
一 般 作 物 (麦、大豆、飼料作物、そば、 花き、増進作物等)	20,000	20,000 (県特認の場合 10,000)	10,000
永 年 性 作 物 等 (果樹、こうぞ、転換期、 林地、養魚池等)	25,000	20,000 (県特認の場合 10,000)	10,000
特 例 作 物 (野菜、たばこ等)	7,000	5,000 (県特認の場合 5,000)	5,000
水 田 預 託	7,000	—	—
土地改良通年施行	7,000	—	—

たころに各地区別の面接日を通知します。

【南州市・南州市水田農業確立対策推進協議会・南州市農協・長岡農協・高知三和農協・岩村農協・十市農協・介良農協】